

ISOと防炎行政

—ISO/TC38/SC19(織維製品の燃焼挙動) のWG3及びWG4に参加して—

消防庁予防救急課・課長補佐 小林恭一

§1. はじめに

昨年11月10～12日、ロンドンで開催された織維製品の燃焼に関するISOの会議に出席する機会を与えられましたので、ISOをとりまく最近の情勢を織り混せて、会議の内容を説明したいと思います。

ISOという言葉は、織維関連の業界の方々には特に耳新しい言葉でもないでしょうが、International Organization for Standardizationの頭文字をとったもので、日本語では「国際標準化機構」という名称を用います。

そして、ISOの目的は、「物資およびサービスの国際交換を容易にし、知的、科学的、技術的および経済活動分野において、国際間の協力を助長するために世界的に規格の審議制定の促進を図ること」としています。

各種の規格を国際的に標準化しようとする動きは古くからありますが、ISOが正式に発足したのは1947年です。ISOの会員となる団体は各国における標準化の最も代表的な機関とされており、各国から1団体のみ会員資格を認められることになっています。日本は「日本工業調査会」が加入しており、日本の代表窓口となっています。このことからもわかるように、ISOの性格は非政府機関ということです。

一方、ガット(GATT)は、新聞の政経面でご存知の通り、General Agreement on Tariffs

and Tradeの略称で「関税と貿易に関する一般協定」のことです。しかし、本稿で述べますガットの技術協定は、前述の一般協定ではなく、「貿易の技術的障害に関する協定」を指しており、以下本稿では「技術協定」と呼びます。

さて、技術協定の精神は、その前文でもうたわれているとおり、国際規格および国際認証制度を発展させることによって、生産の効率化を図り、国際貿易の運営を容易ならしめることにあります。わが国は第91回国会でこの技術協定を承認したことにより、正式調印したことになります。(昭和55年5月23日付、官報号外第28号、71頁参照)

また、技術協定で述べている「国際規格」を制定することを目的に活動しているのがISOですから、技術協定とISOとは関係があり、さらに国際規格は国内規格(防炎制度を含む)とも関連しますので、わが国が正式調印したことによって、ISO～技術協定～防炎制度の3者が、新しい局面を迎えたことになります。昨秋のロンドンでのISOの会議に、消防庁が担当官である筆者を正式代表として、また(財)日本防炎協会が寺崎企画部長をオブザーバーとして、それぞれ派遣することにした背景もこの点にあるわけです。

§2. 技術協定とISOについて

(1) 国際規格と国内規格

詳細は官報をみていただくとして、ここでは防

炎制度に直接関係することのみ説明することにします。先づ技術協定の第2条第1項には、「締約国は、……規格の適用が国際貿易に不必要的障害をもたらすことのないようにすることを確保する」と規定され、また同条第2項には、締約国は、強制規格または任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき、またはその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格またはその関連部分を強制規格または任意規格の基礎として用いるものとする」という、規定があり、さらに同条第3項に「締約国は……国際規格を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする」と規定されています。

たとえば、A国が必要以上に厳しい国内の強制規格を設けたといたしますと、これはA国へ輸出しようとする他の諸国にとっては、貿易上の大きな障壁となります。立場を変えるとメリットがデメリットになることは当然であって、各国が競って必要以上に厳しい国内規格を定めていく対抗措置がエスカレートしてまいりますと、ガットの貿易拡大の取り決めに逆行することになります。こうした障害を防ぐために、各国が規格を設ける場合は、国際規格を基礎として用いること……というのが第2項の精神であります。

また、第3項の「適当な国際標準化機関」とは、とりもなおさずISOを指しておりますので、ISOの場における国際規格制定の審議過程は要重な意味をもつ理由がおわかりいただけると思います。

(2) 既存の国内規格はどうなるか

現在のところ、防炎物品または防炎製品に関連してISOの正式規格となったものはありませんが、一部の試験方法については試案（ドラフト）の段階までできているものもあります。仮にISOの国際規格が合意されたとしますと、技術協定とのからみで、現行の国内の強制規格および任意規格はどうなるのか?……という疑問が当然生じることでしょう。国内規格を今後新たに制定するときには、国際規格を基礎として用いることになりますが、既に制定され実施されている国内規格は、技術協定が発効した国際規格が合意されたからといって、直ちに改正しなければならないという義務は技術協定の上からは発生いたしません。

ただし既にある国内規格が国際貿易に不必要的障害をもたらすものであるときは改正を要します。この点、技術協定ではどうなっているか申しますと、いずれかの締約国から“日本の規格は国際貿易の円滑な発展を阻害している”という訴えがあったときには、先づ日本とその国との間で協議を重ね、それが不調に終わったときには、正式の国際紛争になるわけです。そうはいっても、「人の健康または安全の保護……等の理由により」という規定が第2条第2項にあり、日本の特殊性を主張できるときには、例外措置の余地が協定上残されています。したがって、防炎の問題についても、他の国にはない日本の特殊性を十分研究しておくこと、またISOでの国際規格の制定にあたって、日本の主張を織り込ませることが必要となって参りましょう。

技術協定の解説については、たとえば前予防救急課長中島忠能氏の“ISO関連の疑問に答え

信赖における
ボンド防炎剤

製造元 ボンドワックス株式会社

発売元 コニシ株式会社
(旧社名) 株式会社 小西儀助商店

■大阪(203)3081／東京(279)6551(代)／名古屋(563)6171／札幌(261)2521／福岡(55)1761／静岡(55)5131／広島(92)5240

る”（近代消防：1980年5月号、48頁）があるので関心ある方は参考されるとよろしいと思います。

§3. ISOの運営について

(1) 組織と運営

組織としては、総会、理事会、専門委員会（TC）、分科委員会（SC）、および作業グループ（WG）に分かれています。

総会は71ヶ国の正規会員によって構成され、原則として3年に1回の割合で開催される最高の決定機関です。次に、理事会ですが、18ヶ国理事国によって構成され、少くとも年1回開催されます。この理事会の活動を効果的に行うため、その下に計画委員会など8つの委員会が設けられています。

その次は専門委員会（TC）ですが、全部で160のTCがあって、それぞれの分野で担当する物品等の国際規格の作成にあたっています。この

規格化の作業を進めるにあたって、TCはSC、さらにWGへと分かれています。

一方、TCのメンバーには、PメンバーとOメンバーの2つがあります。PはParticipationするわち、仕事を分担するという積極的なメンバーであって、投票権を有することは勿論であります。Oはオブザーバーの略号であって、会議に出席することはできますが、投票権はありません。

(2) 防炎に関係するTC

防炎協会の業種・製品と関係のあるISOの委員会は、第1表の通りで広い範囲に亘っていることがわかることがあります。また、第2表は日本の窓口官庁と審議団体を示しました。

一方、別の見方をしますと、繊維やプラスチックのように多くの分野で使われている材料または製品の燃焼性といった問題は、1つの委員会のみの判断で、国際規格を定めることは無理があります。ISOではこうした場合に委員会の横の連絡を密にして規格化を進めるため、CCFT（Coordination Committee for Fire Test=火災テスト

（第1表）防炎制度と関係するISOの委員会

防炎に関する品目	対応するISOの組織		
	専門委員会	分科委員会	作業グループ
〔法規制品目〕			
○カーテン・幕類	TC 38	SC 19	WG 3
○じゅうたん等	TC 38	SC 19	WG 5
○工事用シート	TC 38	SC 19	WG 4
○展示用合板・繊維板	TC 92	—	—
〔行政指導品目〕			
○寝具類	TC 38	SC 19	WG 3
○テント、シート	TC 38	SC 19	WG 4
○キャンピングテント	TC 83	SC 2	—
○幕類	TC 38	SC 19	WG 3
〔懸案品目〕			
○寝衣（委員会で検討中）	TC 38	SC 19	WG 2
○家具（委員会で検討中）	TC 38	SC 19	WG 3
○耐熱服・防火服	TC 136	SC 1	WG 4
○強制加熱下のカーテン類の燃焼	TC 94	—	—
○防炎性能の経年変化	TC 38	SC 19	WG 3
	—	—	—

第2表

TC	SC名 称	参加地位	担当省庁	審議団体
3 8	繊維	P	工業技術院 繊維化学規格課	繊維工業標準研究会
"	1 9 繊維及び繊維製品の 燃焼状態	P	"	"
6 1	プラスチック	P	"	日本プラスチック工業連盟
8 3	体育及びスポーツ用品	O	"	—
	2 キャンプ用テント	—	"	—
9 2	建築材料及び構造の 燃焼試験	P	工業技術院 材料規格課	日本建築学会
9 4	人体安全 - 防護衣及び 装置	O	工業技術院 電気規格課	日本保安用品協会
	9 耐熱、耐火防護服	—	"	"
136	家具	O	工業技術院 材料規格課	日本金属家具工業組合 全国家具工業連合会
	1 試験方法	O	"	"

連絡調整委員会)を設けて、各委員会の専門的立場からみた意見を尊重し、また同じ実験・作業を重複して行うことなく、能率よく行うことにしております。実際には、他のTC・SC・WGへ代表委員を派遣して、意見と情報の交換並びに実験の分担などをしております。

ISOのCCFTに相当する国内CCFTも当然必要となるわけで、建築関係では既に事務局を日本建築学会内において体制を整えていると聞いております。

特に強調しておきたいことは、ISOのTC・SC・WGの委員会のどの段階に出席することが有効であるかということですが、それは実際に規格原案を作成するWGの段階が最も大切と考えます。その理由を述べますと、WGでは各国の専門家が集って、実験データをもとに練りに練ってISO試案(ISO/DP)をまとめ、これがSCへ上程されて更にTCへ……と審査・承認の手続きを経るわけです。したがって、いきなりSCまたはTCの段階へ出席してそこで審議される試案が自国にとって都合が悪いからといって

も、よほどの理論的根拠または自国の特殊事情がない限り、試案の大筋を変更させることは難かしいと考えられます。しかし、自国の主張または提案が多数決で通らない場合でも、WG・SC・TCの議事録に自国の主張を記録しておくことは、国際紛争が発生したときには重要な意味をもつものと思われます。

参考までに、TC21(消防設備)の例を申しますと、各WGの委員会へ消防庁の担当官、業界と団体の代表委員がそれぞれ分担して出席して、日本の主張を、国際規格に反映させるべく努力しております。

§4. ISOロンドン会議の概要

繊維製品の燃焼挙動に関連するISOの会議へ消防庁の担当官が出席したのは初めてのことあります。以下に2つのWGの会議の要点について説明します。

これらは1980年11月10~12日、ロンドンのBSI(英国規格協会)会議センターで開かれたWG4とWG3であり、記号は次を意味しております。

- TC 38 ……「繊維」の専門委員会。
- SC 19 ……「繊維製造の燃焼挙動」の分科委員会。
- WG 4 ……「産業資材用繊維およびテント」作業グループ。
- WG 3 ……「室内装飾調度品」作業グループ。(第1表に示す如く、このWG 3の製品の範囲は広い。)

(1) ISO/TC38/SC19/WG 4
(産業資材用繊維及びテント)

WG 4としては第1回の会議であります、1979年オーストラリアのシドニー会議の決議によって、キャンピングテントをテーマとすることになりました。

〔各國の研究報告〕

先ずアメリカは、CPAI (キャンバス製品国際協会) の名称を変更したIFA (工業繊維国際協会) から、規格CPAI-84が各州の基準に取り入れられた経過、およびCPAI-84がASTMで検討されてASTMの試案となったものを報告しております。また、CPAI-84の基準に適合するテント布地は、実大実験でも満足すべき性能であると答弁していました。

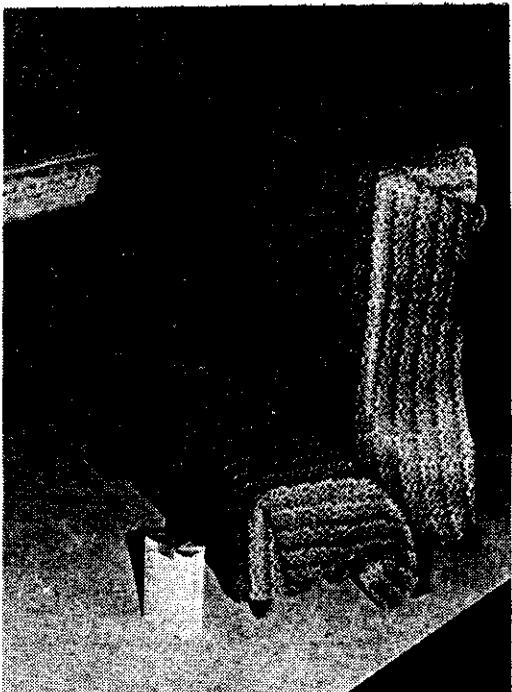
英国は、Shirley Instituteで行った、テントの実大燃焼実験の16ミリ映画を紹介し、ISOで開発中の試案(後述)と類似している英國規格BS 5438はテント布地を評価するために十分であると報告しております。

カナダの報告は、屋外で実大実験をしているのが特徴で、風速の影響を強調しております。

〔結論〕

キャンピングテントの燃焼性試験方法としては、規格案を白紙の状態から着手する必要もなく、SC19が開発してISOの試案(ISO/DP)となっている、次の方法に修正を加えて補完すればよいということにまとめました。

- ① ISO/DP6940 繊維製品の着火の容易さの測定法(垂直法)
- ② ISO/DP6941 繊維製品の炎の伝播速度の測定法(垂直法)
- ③ ISO/DP6925 メセナミン錠剤法によるカーペットの燃焼試験法



英國規格に用いている布張り椅子の模型

キャンピングテントの壁および天井の布地は、①と②について、試験体の状態調節および接炎の位置の項にそれぞれ代案を用いること、また床敷物は、③について、メセナミンを置く位置に6ミリの孔をあける(ASTMの試案に示されている)ことなどが盛り込まれました。

それから、留意すべきことは、キャンピングテントを主管する部門のTC83(体育およびスポーツ用品)へ、WG 4からSC19を経由して答申することとなりました。

〔次期の作業テーマ〕

産業資材は、布地としては帆布、ターポリン、また用途としては、工事用シート、仮設テント、大型テント並びに Air Support Structure などがあります。具体的に何を優先テーマにするかは、1982年春(ベルリン)の会議までに各國で十分検討しておくこととなりました。

(2) ISO/TC38/SC19/WG 3
(室内装飾調度品 Furnishing)

WG 3の会議で今回討論された主たる問題は次の項目が挙げられます。

- ☆ 寝具類の燃焼性
- ☆ 布張り家具の燃焼性
- ☆ 強制加熱下のカーテン等の燃焼性

〔寝具類〕

先づ用語の論議から始まりました。寝具類(Beddings)といつても、国によって習慣が異なるために、テストの対象とする品目がまちまちということです。日本の「ふとん」を使う習慣が判らないということならばともかく、同じヨーロッパの中でも、英國と北欧の国で異なるというのですから、筆者も驚きました。

議論の結果、結局用語(品目)としては次の図のように、マットレスまたはBed-Baseの上に載っているものをBeddingsと称することになりました。

次いで、寝具の単品を扱うのか、複合体をテストするのかなどが論議されました。ISO会議の各委員には予め日本の消防法による防炎物品並びに行政指導による寝具類の基準を紹介する簡単な英文資料を配っておきましたので、ある国から、「日本の寝具類のテストは、品目別並びに材料と完成品別と系統的に分類してよく行われている」との発言もありました。

結論を申しますと、1981年5月中旬までに各国で独自に検討を行って、規格案を事務局へ提出し、1982年春(ベルリン)で討論しようということになりました。

なお、寝具類の審議は始まったばかりであるので、日本案がまとまればイニシアティブを握ることも可能と思われます。

〔布張り家具〕

1979年のシドニー会議以前から、各国の規格、技術データなど数多く出されているテーマです

(ベッド関係の品目)



が、1981年1月28~30日、TC136(家具)のSC1/WG4会議がスウェーデン(Göteborg)で開かれるため、そこで討論しようということになりました。

また、WG3は決議事項の1つに、「TC136が布張り家具、マットレスおよびBed-Baseの燃焼テスト方法を支持する」としております。

〔強制加熱下(Impressed Heat)のカーテン等の燃焼試験法〕

常温における小さい火源による試験法は、満足すべきものがあったわけですが、強制加熱の条件での試験については、TC92(建築材料)において開発中の2つの技術報告、TR-5657およびTR-5658が紹介されています。

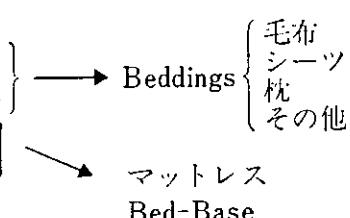
会議の討論の中では、TC92と共同作業をすることが有効であるということに一致しました。また、WG3としては1981年5月中旬までに、各国から関連情報を提供することになったわけです。

(3) 次回までに提案できる事項

〔WG4関係〕

a. キャンピングテントの品目については、ISO/DP6925, 6940, および6941をベースとして、付帯意見をつけてTC83(体育およびスポーツ用品)へ答申することになりました。ISO/DPの大幅な修正は困難でしょうが、日本がTC83/SC2へ新規に加入登録することにより、意見を述べるチャンスはあります。

b. 次の新作業テーマは、1982年春(ベルリン)に討議されますので、キャンバス、ターポリンなどを使う工事用シート、大型テント並びにAir Support Structureなどの品目についての、日本の具体案が準備できれば、提案できることになります。



[WG 3 関係]

- a. 布張り家具は、TC 136（家具）の会議が1981年1月28～30日スウェーデンで開かれますので、TC 136へ日本の代表が出席するならばコメントを託することは可能あります。
- b. 寝具類は、日本案を提出する必要がある場合には、1981年5月中旬までに提案できます。
- c. 強制加熱下のカーテン等の燃焼については、日本の情報があれば、1981年5月中旬までに提供することができます。

§ 5. 今後の国内対策について

(1) 国内CCFTとの連携活動

ISOへ参加している主要国は、関連するTCの代表の間で緊密な連絡をとりながら、それぞれの会議で活動しているように感ぜられます。特に繊維の如く多分野に亘って使用されている材料にあります。TC 38/SC 19（繊維製品の燃焼挙動）の範囲だけでは、ISOの舞台での応接に後手をとるおそれがあると思われますので、国内CCFTを活用することが効果的といえます。

a. TC 83（体育およびスポーツ用品）

TC 83には、日本は、O メンバーとして参加していますが、SC 2（キャンピングテント）には未登録で審議団体もありませんから、現状ではTC 38/SC 19/WG 4のみでは後手に廻る可能性は大でしょう。

b. 産業資材用繊維

工事用シート、大型テントおよびAir Support Structureなど、キャンバス、およびターポリンを使う品目は、建築材料（TC 92）、車両用材料、並びに消防法にも跨っておりますので、日本案を提案する必要があるときは、連絡協議の必要性がありましょう。

c. 家具のTC 136との連携

布張り家具および寝具（Bed-Baseを含む）などは、TC 38とTC 136の両方で審議が行われますのでこれも連絡協議は必要となります。

(2) 国内規格とISO

a. 日本のJIS L-1091（繊維製品の燃焼性試験方法）の英訳は、以前にTC 38/SC 19へ提出してあるのですが、現行の45度法をISOの規格として加えることの必要性の有無、また提案する手順および時期等について考え方を統一しておく必要があります。

b. ISOの試案となっているISO/DP 6925、6940、および6941が近い将来合意に達して国際規格になった場合を想定しますと、技術協定上は直ぐに国内の強制規格および任意規格を変更する義務はないとしても、国際規格と国内規格の対比（換算の尺度）は予め検討しておくことも必要となります。

(3) 業界の活動

最初の部分で申しましたように、ISOの性格は「非政府機関」であります。したがいまして行



コーヒー・ブレークのひととき
立っている人はWG 3の議長 Dr. Mehrmann 坐っている右側の人はWG 4のConenor Mr. Chrisfian

政官庁（たとえば消防庁）が、先頭に立って主導するものではありません。むしろ業界の関係者の方が、技術水準あるいは貿易収支の面を含めて、より関心が高いと思います。

消防機関の立場からしますと、国民の生命および財産を火災から守るという使命がありますので、国際規格の内容が、日本の特殊性を考慮した場合、日本国民の生命保護の見地から適当であるかどうかが主たる関心事となります。

また、防炎に関する国内業界の方の全てが国産品を扱っているのではなく、消防庁長官が認定する輸入販売業者にも防炎行政の一端を担っていただいているわけであります。まさに現在の防炎は国際化しております。国際競争力をつけるということが叫ばれていますが、国内業界で外国の防炎に関する諸規格を研究され、ISOの場で活躍されることを切望する次第であります。

§ 6. ISO会議出席の感想

- (1) Pメンバーとして出席する限り、常に日本の統一見解および規格案を持っていく必要があると思います。
- (2) 主要国は、繊維の燃焼問題に限っても、既に自国の強制規格、任意規格を整えつつあり、ガットの技術協定対策は着々と進んでいると思われます。
- (3) 日本案を強調する場合は、国内CCFTで問題点を十分に詰め、また他のTCへの布石も打った上で出席することが大切です。たとえば、TC38/SC19 1つでは、後手に廻ると思います。また、特定の団体のみで、関連するTCへ全部出席することも不可能に近いので、やはり国内CCFTを活用して重点的に出席するこ



BSIの会議センターの前にて筆者

とが大切でしょう。

- (4) ISOと必ずしも中立的な偶像化された機構ではなく、各国代表によるかけひきもあるようと思われます。
- (5) 最後に、TC38/SC19/WG4会議の召集者(Convenor)のMr. Christianは、英国内務省消防庁の監察官(Inspectorate)であり、日本の消防庁から同業者が来たと心から喜んでください、また、会議の合間に英国の消防法の資料を紹介してくださるなど親切にされたことを感謝しております。

＜注記＞

ISO会議で配布されました資料類は防炎協会にありますので、利用下さい。

防炎加工剤はお任せ下さい！
カーテンの・建 材 の } 消防法、建築基準法に
暗 幕 の・壁 紙 の } 適合する加工は

伝統と信用を誇る

non-nen

ノン ネン

鑑定番号 44054～44062

44066～44070

丸菱油化工业株式会社

本社・工場／大阪・東京・名古屋・福山・各営業所

資料編

1. WG 3 の出席者リスト

(WG 4 は数人を除いて殆んど同じため省略する)。

CHAIRMAN

Dr. L. Mehrmann Observer of CIRFS, Geneva

BELGIUM

Mr. W. Verfaillie Association nationale des tisseurs de tapis, velours et tissus d'ameublement ;
Kortrijk

CANADA

Mr. A. Audet Dominion Textiles Ltd.; Montreal/Quebec
Dr. M. Williams Ontario Reserch Foundation; Mississauga/Ontario

DENMARK

Mrs. M. Wichfeld Dansk Textitute Institute, Tastrup

FINLAND

Mrs. B. L. Irlala Technial Research Centre of Finland ; Espoo

FRANCE

Mr. M. A. Cannepin Institut Textile de France ; Boulogne-Billancourt

GERMANY, F. R.

Dr. M. Rieber Hoechst AG ; Frankfurt/Main
Dr. A. Rook Bundesanstalt für Materialprufung ; Berlin

JAPAN

Mr. K. Kobayashi Ministry of Home Affairs, The Fire-Defence Agency, Assitant Directore of Fire
Prevention Division ; Tokyo
Mr. H. Terasaki Japan Fire Retardant Association, Manager of Planning Division ; Tokyo

NORWAY

Mrs. E. Bergan Forbrukerombudsmannen ; Oslo
Mrs. A. Hansen Norsk Tekstilinstitutt ; Head of Dept. ; Oslo

SWEDEN

Dr. A. Bernskiold Swedish Institute for Textile Research ; Goshenburg

SWITZERLAND

Dr. L. H. Belck Du Pont de Nemours International S. A.; Geneva

U. K.

Mr. S. D. Christian Home Office ; London
Mr. D. Clegg Dept. of Trade, Consumer Safety Unit ; London
Dr. F. H. Holmes Shirley Institute ; Didesbury, Manchester

U. S. A.

Mr. S. M. Warner Observer for National Bureau of Standards, Center for Fire Research ; Washington D.C.

IWS

Dr. L. Benisek Technical Centre ; Ilkley/U. K. (representing also the Standards Association
of New Zealand)

ISO/TC/ 136/SC 1/WG 4

Dr. A. Bernskiöld Swedish Institute for Textile Research ; Gothenburg

Secretariat of TC 38

Mr. D. H. Woolliscroft British Standards Institution ; Manchester

Secretariat of WG 38/19/3

Mrs. R. E. Berger Textilnorm im DIN Deutsches Institut fur Normung ; Berlin

2. テント関係資料

- ① [38/19/4 No. 4]
Sager, B. F., et all "Tentage Fabric Exposure Trials" Shirley Institute Report (No. 21/13/875; July 1980)
- ② [38/19/4 No. 5]
ASTM D13, 52, 07 . . .
"Standard Specification for Flame Resistant Materials. Used in Camping Tentage" (Draft) ASTM (No. 52-716 Draft 3, Janvarly, 1980)
- ③ [38/19/4 No. 8]
"Canadian Work on Flammability of Tentage Fabrics for Discussion at First Meeting of ISO/TC 38/SC/19/WG 4"

3. 布張り家具関係資料

- ① [38/19/3 No. 136]
BS 5852: Part 1: 1979 "Fire Test for Furniture"
Part 1. Methods of Test for the Ignitability by Smokers' Materials of Upholstered Composites for Seating.
- ② [38/19/3 No. 137]
Australian Standard: DR 80123, June 1980. "Method of Test for the Ignitability of Upholstered Seating"
- ③ [38/19/3 No. 138]
Australian Standard: DR 80124 J. "Fire Propagation of Upholstered Seating of the Low Fire Hazard Type"

4. 強制加熱関係資料

- ① [38/19/3 No. 139] or [TC 92/WG 4 No. 374]
Technical Report TR 5657 "Fire Test—Reaction to Fire—Ignitability of Building Materials"
- ② [38/19/3 No. 140] or [TC 92/WG 4 No. 379]
Technical Report TR 5658 "Fire Test—Reaction to Fire—Speed of Flame of Building Materials—Part 1: Vertical Specimen Position"

5. ISO以外にロンドンで入手したもの

- ① 英国消防法の一部
"Fire Precautions Act 1971"—Chapter 40
 - ② Guides to the Fire Precautions Act 1971
 - 1. Hotels and Boarding houses
 - 2. Factories
 - 3. Offices, Shops and Railway Premises
 - ③ 英国建築研究所の報告
Palmer, K. N., Paul, K. T. and Taylor, W.
"Test specifications for fire properties of bedding and upholstered furniture."
Building Research Establishment Report; (82), (K 4.4) 1979.
 - ④ 英国内務省消防庁の繊維・家具から出火した火災統計
"A statistical review of fires starting in textiles or furniture in dwellings in the United Kingdom" (1980)
- ④はWG 4の召集者である英国消防庁監察官 Mr. Christian の好意により提供を受けたものである。